

## いじめ防止基本方針

新潟市立宮浦中学校

### 1 いじめの防止等のための対策の基本方針

#### (1) 本校の方針

- ・「わかる授業・できる授業」や、一人一人を生かす教育活動を充実させ、保護者、地域との協力体制の構築を通して、いじめを生まない学校づくりに努める。
- ・教職員が、いじめに対して積極的、組織的に対応し、子どもと共に解決を図る。
- ・いじめの解決に向けて警察・児童相談所等、外部機関との連携を積極的に進める。

#### (2) いじめの定義と基本理念

##### ア 定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜いじめ防止対策推進法第2条より＞

事案が次の4つの要件に全て当てはまる場合に、その事案を「いじめ」と判断する。

- ① 加害者・被害者とも児童生徒である。
- ② 加害者と被害者が、一定の人的関係にある。
- ③ 加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている。
- ④ 被害者が心身の苦痛を感じている。

##### イ 基本理念

いじめは、どの児童生徒にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、児童生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

#### (3) 学校及び教職員の責務

すべての生徒がかけがえのない存在であることから、生徒一人一人が誰からも尊重され、一人一人のよさが生かされるように、日々の教育活動に専心する。

その上で、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうる」という認識にたち、すべての教職員が高い人権意識をもち、児童生徒、保護者、地域との信頼関係の上に、いじめの防止等に徹底して取り組む。

## 2 いじめ防止等のための基本事項

### (1) 基本施策

#### ア 指導体制

##### (ア) いじめ防止対策委員会

生徒指導部会の中に「いじめ防止対策委員会」を設置し、毎週1回開催する。緊急の場合には臨時に召集する。

別紙1

いじめの防止等の課題に対して、学校内外の人材がそれぞれの役割や専門性を発揮して、組織的・実効的に取り組むことを目的とする。

##### 【いじめ防止対策委員会の姿勢（役割）】

- ① 正確な事実の収集（調査・聞き取り等）
- ② いじめを受けた被害生徒、保護者への報告と支援
- ③ いじめた生徒への指導、保護者への説明と協力依頼
- ④ 犯罪に関わる場合は、関係機関との連携
- ⑤ 集団への指導
- ⑥ いじめ防止のための対応策の検討

##### (イ) いじめ対応ミーティング

発生したいじめに対し、校内で迅速・適切に対処することを目的とする。（管理職・生徒指導主事・いじめをうけた児童生徒の学級担任、学年主任等）役割は、

- ① いじめの状況を組織として共有する。
- ② いじめに係る詳細な事実把握のための調査を行う。
- ③ いじめの対処のための方針や方法を協議する。
- ④ 生徒への指導を行う。
- ⑤ 事案に関する記録を残す。

##### (ウ) 中学校区いじめ防止連絡協議会

中学校区の学校、保護者、地域の代表者が連携して、中学校区全体のいじめ防止等への取組について協議することを通して、地域全体で児童生徒をいじめから守る取組の充実を図ることを目的とする。

保護司・民生委員・主任児童委員・小学校・中学校を構成メンバーとして、年3回協議会を開催する。役割は、

- ① いじめの防止等に係る取組についての情報交換および対策の共有
- ② 学校同士や学校と地域の連携強化

## イ いじめを生まない風土づくりへの取組

### (ア) 道徳教育の充実

学年ごとに道徳指導計画や教材を十分活用・吟味し、修正しながら年間時数を確保する。指導を通し、自他を尊重する態度や規範意識の涵養、人間の弱さと気高さについての理解を促進し、行動実践に結びつけられるよう全教育活動で道徳教育を推進する。各学年の道徳担当は、道徳主任を中心に、道徳教育が各学年で適切に推進されるよう、計画の修正や追加を行う。

### (イ) 人権教育の充実

生徒は人権が尊重される学校・学級で生活することを通じて、はじめて正しい人権感覚を身に付けることができる。そのために、教職員は生徒相互、生徒と教職員との心のふれあいを重視し、お互いに尊重し思いやりのある学級・学校づくりに努める。

### (ウ) 生徒会活動の活性化

生徒主体の活動を企画し、いじめに対する問題意識をもたせ、解決に向けた主体的な態度を養う。

### (エ) 「わかる授業・できる授業」の推進と授業規律の徹底

「わかる授業・できる授業」づくりのために、授業改善に取り組む。また、自己有用感を高め、達成感や充実感がもてる授業を実施する。

また、「学習態度5項目」を中心に授業規律の共通理解・共通指導を行う。

### (オ) インターネット等におけるいじめの防止

携帯端末等の使用について、保護者への啓発や生徒対象の講話等を実施する。個人情報や、誹謗中傷の書き込みがないように、情報モラルに関する指導を継続して行う。保護者に対しては、LINE、ツイッター等のインターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、具体的な実態をもとに「家庭でのルールづくり」「インターネットの不適切な使用による危険性」について、理解を深める啓發文書を配布する。

## ウ いじめの早期発見のための措置

### (ア) 「ふりかえりノート」を大切にした学級経営

毎日の点検や教師による返事の書き込みを継続する。

### (イ) アンケートの実施

定期的（年3回）に実施する。必要に応じて臨時にアンケートを実施する。

（記名方式と無記名方式との併用）

早期に対応すべき事案への取組が遅れることがないようにするために、原則として調査を実施した日のうちに記入内容を複数の教職員で確認し、状況を適切に把握する。

### (ウ) 教育相談活動の実施

教育相談アンケートを実施し、全生徒を対象とした教育相談活動を進める。

(年2回実施。相談者は、生徒による指名も可とする)

### (エ) ポイントを絞った生徒観察

別紙2を基に日常的に「いじめに苦しんでいる生徒がいないか」との意識をもって早期発見に努める。

### エ 相談体制の整備

学級担任や教育相談担当の他、教職員誰にでも相談できることを周知し、必要に応じて複数の教員で対応するよう、協力体制を築く。

① 学年内の協力体制（担任と学年主任、担任と副担任、役割分担等）

② 学年を越えた協力体制

③ 部活動顧問との協力体制

### オ 教職員の資質向上（人権感覚の向上）に向けた研修

#### (2) いじめに対する措置

##### ア いじめ認知後の対応

いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織で対応する。その場合には、多方面から情報を収集し、整理し、共通理解を図り、解決に向けた手順と方針を決定する。

##### イ 被害生徒への対応

いじめを受けた生徒に対しては、心のケアに努める。また、保護者に対して経過や今後の方針を丁寧に説明する。

##### ウ 加害生徒への対応

加害生徒に対しては、安易な謝罪で終わらせず、相手の心の痛みを理解させ、今後の生活での生かし方を考えさせる。

##### エ 全体の生徒への対応

周囲の生徒に対しては、自分たちのこととして問題を捉え、いじめの傍観者にならず、解決へ一歩踏み出すことができるようにする。

##### オ 関係機関との連携

保護者と協力して取り組むとともに、必要に応じて関係機関と連携して取り組む。

##### カ 指導記録の保存

いじめについて得た情報や該当生徒への指導・支援の経過や保護者への説明の記録等を確実に保管する。

##### キ いじめの解消の捉え

いじめを受けた生徒の心の不安が完全に払拭され再発の心配が全くない状態がおおむね3か月続いたとき「解消」とする。その判断は慎重に行い、わずかでも心配がある場合には「一定程度の解消」と捉え、継続的な指導・支援を続ける。

##### ク 自殺防止への対処

生徒が自傷行為や自殺をほのめかし、自殺の可能性がある場合は切実なサインとして重く受け止め、教育委員会へ一報を入れる。組織で迅速・適切な対応をし、再発防止に努める。

### 3 重大事態への対応

#### ア 重大事態とは

重大事態とは、生徒がいじめを受けたことにより、

- ① 生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（※）

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。などの状況となったことをいう。

#### イ 対応

学校は、重大事態に係る情報を迅速に収集、整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに教育委員会に報告する。

##### (ア) いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめの状況をはじめとする事実について、いじめを受けた児童生徒から丁寧に聴き取るとともに、生徒や教職員に対して、アンケート等による調査を行う。この際、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した生徒を守ることに留意する。

##### (イ) いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望、意見を十分に聴取し、今後の対応について協議し、取り組む。

#### ウ 生徒及び保護者への対応

##### (ア) いじめを受けた生徒への対応

- ① 学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等により、心情を細かく聴く。
- ② いじめに係る事実関係を明らかにするため、聴き取りを丁寧に行う。
- ③ いじめの解決に向けて、当該生徒の意向をしっかりと聴き、望ましい解決方法を共に考える。
- ④ 安心して生活できる場を確保するよう努める。
- ⑤ 医療機関への受診が必要と判断される場合には、医療機関の受診を勧め

る。

**(イ) いじめを受けた生徒の保護者への対応**

- ① 学校の管理下で重大事態が発生した場合は、いじめを起こしてしまったことについて誠実にお詫びをし、対処に向けて最善を尽くすことを伝える。
- ② 当該生徒が受けたいじめに係る事実や、生徒の心身の状況について丁寧に説明する。
- ③ いじめの解決に向けて、保護者の意向を細かく聴き取り、望ましい解決方法を共に検討する。
- ④ 保護者自身が不安を抱いている場合、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるカウンセリングを勧める。

**(ウ) いじめを行った生徒への対応**

いじめを行ったことは決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。その際、いじめを受けた生徒の立場に身を置き、相手の心の痛みを推測させることを通して、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って二度と行わないことを自ら誓うことができるようにする。また、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導する。これにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活に前向きに取り組むようにする。

**(エ) いじめを行った生徒の保護者への対応**

子どもが行ったいじめに係る事実を伝え、その行為の重大さを当該生徒と共に認識させるとともに、解決に向けた道すじを示し、保護者の協力を求める。その後、子どもへの接し方や保護者としての役割について、適切に指導、助言する。

## 4 その他

- (1) 学校評価において取組を評価し、公表する。
- (2) いじめ防止を校区内の小学校と連携して取り組む組織を設置する。